

# 公益財団法人備中館定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人備中館と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都に修学する岡山県出身の学生のために、健康的で文化的な生活を営むに適した学生寮を設け、同時に学生の経済的負担を軽減して修学を容易にすると共に、学生の指導及び援護の事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生寮の維持運営
- (2) 学生の指導
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行う

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産の二種とする。

2 この法人の基本財産は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる財産
- (2) 理事会及び評議員会で基本財産とすることを決議した財産
- (3) 基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

2 この法人の業務上、やむを得ない事由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、理事会の議決を経たうえで、評議員会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長(第27条に規定する理事長をいう。以下、同じ)が管理し基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により理事長が保管する。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けねばならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の承認を得なければならない。また、基本財産の一部処分を伴う場合には、評議員会において第7条第2項の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

## 第4章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 評議員のうち、この法人の理事のいずれか1人と親族等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の17第6項第1号に規定する親族等をいう。以下同じ。)の関係にある者の合計数又は評議員のいずれか1人及びその親族等の合計数が、それぞれ評議員の総数の3分の1を超えないものであること。また、評議員には、この法人の監事及びその親族等が含まれてはならない。
- (2) 評議員のうち、他の同一の団体(公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「認定法」という。)第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。)を除く。)の次のいずれかに該当する者(以下「同一団体役員等」という。)の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

- エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- (ア) 国の機関
  - (イ) 地方公共団体
  - (ウ) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
  - (エ) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - (オ) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - (カ) 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関して行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事及び監事並びに評議員に対する費用弁償の額
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催することができる。

(招集)

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数の賛成をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに決議を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、法人法第194条第1項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会への報告の省略)

第26条 法人法第195条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。また、第3項の常務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事及び監事の構成)

第29条 前条で理事及び監事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 理事のうち、理事のいずれか1人及びその親族等の合計数が理事の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(2) 監事には、この法人の理事及びその親族等、評議員及びその親族等並びにこの法人の使用人(第35条に規定する職員をいう、以下同じ)が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族等の関係があってはならない。

(3)他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会の決議に基づいて、この法人の業務を執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を

することができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、評議員会に出席することができる。また、必要があるときは意見を述べることができる。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第33条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第35条 この法人の業務を処理するため、必要な職員をおくことができる。

2 職員は理事長が任免する。ただし、重要な職員を任免するにあたっては、理事会の決議を必要とする。

3 職員は有給とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第38条 理事会は、定時理事会として毎年度5月と2月に開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催することができる。

2 臨時理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集をしたとき。

(4) 法人法第197条において準用する法人法第101条第2項及び第3項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集するものとする。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長がやむを得ぬ理由により理事会に出席できない場合は、常務理事が議長を務める。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(理事会への報告の省略)

第43条 法人法第197条において準用する法人法第98条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は、第30条第3項の規定による報告には適用しない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第16条についても適用する。

(解散)

第45条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、橋本久美子とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、三宅文男とする。
- 5 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規程、規則は、移行後もその効力を有するものとする。

別表1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)(第6条関係)

| 財産種別 | 場所・物量   |
|------|---|
| 土地   | 722.87平方米<br>東京都文京区白山4丁目8番4号                  |
| 建物   | 427.18平方米<br>東京都文京区白山4丁目8番4号<br>鉄筋コンクリート造 二階建 |
| 金融資産 | 定期預金 3,368,944 円                              |

改定履歴

1. 2013年11月10日に改定(第6条第4項を追加)
2. 2019年6月16日に改定(第21条及び第39条第4項を修正)
3. 2022年3月22日に改定(第15条及び第27条第1項を修正)